

WEB等からの口座開設に係る特約

第1条 特約の適用範囲

1. この特約は、スマートフォンを使用し、当行所定の方法で開設した株式会社中京銀行（以下、「当行」といいます）の普通預金口座（以下、「WEB口座」といいます）に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金規定」「キャッシュカード規定集」「〈中京〉ダイレクトねっと版利用規定」「反社会的勢力の排除に係る規定」「なごやめし支店取引規定」（以下、「各種規定」といいます）の一部を構成するものとして取扱います。なお、この特約に定めがない事項については各種規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものを除き、各種規定に従います。

第2条 口座の利用開始等

1. WEB口座開設のお申し込みは、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認められた税法上の居住地国および国籍が日本の18歳以上の個人のお客さまに限ります。
2. 口座開設の本人確認およびキャッシュカードの郵送は、当行所定の手続きにより行います。

第3条 通帳の発行について

1. WEB口座では、原則通帳を発行しません。このため、当行の窓口での預金の受入れおよび払戻しについては、「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」第3条 本人確認等に従い取り扱います。ただし、下記2項に基づき通帳の発行を行った場合は「普通預金規定」に従い取り扱います。
2. 通帳の発行を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。
3. 通帳の発行を受け付ける前に生じた損害、または受け付けが正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第4条 印鑑の届出について

1. WEB口座では、印鑑の届出を行わないため、以下(1)、(2)の取引を行うことができません。ただし、下記2項に基づき印鑑を届け出た場合はこの限りではありません。
 - (1) 投資信託取引、債券取引、依頼書による口座振替取引、届出印の押印を必要とする融資取引、その他当行所定の取引
 - (2) 法令等により印章の押印を必要とする取引
2. 印鑑の届出を受け付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。
3. 印鑑の届出前に生じた損害、または届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第5条 お取引内容の確認および取引の停止・解約

1. WEB口座について、当行は振込入金されるお取引内容を任意で確認します。なお、振込による入金振込電文受信の翌営業日以降となる場合があります。
2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通

知することなく、当行所定の方法により、WEB口座の利用を停止し、またはWEB口座を解約できるものとします。これによりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

- (1) お客さまが本規定、各種規定に違反するなど、WEB口座の利用の停止またはWEB口座の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (2) WEB口座の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず取引が開始されたことが明らかになった場合
 - (3) 口座開設手続き後に送付するキャッシュカードが当行に返送されてきた場合
 - (4) 非居住者であることが明らかになった場合
3. WEB口座（なごやめし支店を除く）の解約は窓口でのみ受け付けます。印鑑の届出がない場合は、「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」第3条 本人確認等に従い取り扱い、印鑑の届出と届出印の押印は省略できるものとします。なごやめし支店のWEB口座の解約は、郵送で受け付けます。

第6条 特約の変更

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前記1の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上